

アメリカ会計学における 利益概念の史的展開

——20世紀初頭に見られる配当可能利益から営業利益への移行——

桑 原 正 行

I. 開題——問題提起——

これまでの会計史研究においては、大きく分けて2つのアプローチが存在しているように思われる。1つは、研究対象時代の会計論者の主張を考察することであり、これは啓蒙書としての会計文献（テキスト）を主に考察するものである、いわゆる学説（思想）史的アプローチである。もう1つは、会計実務、つまり商人の実際の帳簿あるいは会社報告書の分析をもとに考察を行う資料史的アプローチである。

20世紀初頭のアメリカ会計史を考察する上においても、従来このような2つのアプローチのどちらか一方が採られてきた。しかしながら、両アプローチともそれぞれ弱点を有している。資料史的アプローチは、研究者の関心に基づいた特定の企業あるいは会計問題について詳細な分析が行われている。けれども、研究対象となる個々の会社状況や産業界によってそれぞれ異なるためにケース・スタディーとしての性格が強く、全体的・総括的な解釈を行うことは難しい。他方、経済状況・企業状況に著しい変化があれば、当然ながら会計上の議論を行う各論者の前提や時代的背景も異なるが、それにもかかわらず会計学上の議論だけを取り上げることが多いという点がこれまでの学説（思想）史的アプローチにおける弱点である。特に、経済状況の変化が著しくまたそれが短期間に生じていればいるほど、研究対象となる複数の文献がたとえ年数的にそれ

ほど差がなくても大きな違いをもたらす可能性があるのである。

これまでの学説（思想）史研究においては、会計上の論点（たとえば複式簿記論や資産評価論）に即して会計人それぞれの見解が並列的に引用されていただけのものが多い。しかしながら、本稿の考察対象である20世紀初頭のアメリカでは、株式会社の台頭、企業合併運動、第一次世界大戦、戦後のインフレーションと1920年の恐慌といったように、たった10・20年間だけでも社会経済的環境は著しく変化していた。これら当時の状況を考察せずに会計学上の議論だけを取り上げることは問題がある。

したがって、本稿はこの学説（思想）史的アプローチを基盤とし、さらに20世紀初頭の世界経済的背景をも踏まえて、当時の会計理論がどのような経済的背景によって影響を受けていたのかについて論じることにした。しかしながら、その前に議論の前提として、20世紀初頭のアメリカ会計学に対する一般的な見解を示し、その上で問題意識を提示しておきたい。

貸借対照表から損益計算書へ財務諸表の重点移行が見られる時期として、世界恐慌以降の1930年を時代的境界とする見解が一般的であるように思われる。⁽¹⁾このような重点移行のメルクマールは厳密には明確にされてはいないのであるが、重点移行を認識する1つの有力な観点として、財務諸表の利用者である利害関係者に焦点が向けられていたということが挙げられる。つまり、1930年以前は債権者保護を中心とした貸借対照表に重点がおかれており、それ以降は1933・34年の証券法・証券取引所法によって投資家保護を中心とする損益計算書重視という見解が顕著に見られるという区分である。⁽²⁾

しかしながら、当時の財務諸表の有用性、すなわち会計の役割に対する認識

(1) このような重点移行を論じている文献としては、Brown[1971]（田中・井原訳[1978]）；Gilman [1939]（久野訳 [1965]）；青柳 [1964]；若杉 [1960] が挙げられる。たとえば、Gilman は1933年を境界として、会計学上の力点が貸借対照表的観点から損益計算書的観点へ移行したと述べている。また、久野訳 [1965] では、訳者注記において、貸借対照表的観点とは特定時点における財政状態の表示に力点を置く立場であり、特に資産の換金性を重視するものであるのに対して、損益計算書的観点は原価主義に基づく期間損益計算を重視する立場をさしている（Cf. Gilman [1939] p. iii, 28-31（久野訳 [1965] 1, 35, 38-39頁））。

に従来とは異なる変化が見られるならば、貸借対照表から損益計算書への重点移行という議論においても当然ながらこれまでとは異なる解釈が可能となる。筆者はその変化を最も明確に示しているのが利益概念であり、またその利益概念の背景にある会計目的観にあると考えている。結論から先にいえば、20世紀初頭の会計論者のほとんどが、利益とは貸借対照表に示される繰越剰余金、言い換えれば配当可能利益を意味していたのである。このような利益概念の見解もあって、これまで1930年以前が貸借対照表重視の時代といわれていた1つの大きな要因であったと考えられる。たとえば、若杉 [1966] は、財務諸表における利益の実際の表示は損益計算書によらなければならないと認めながらも、1930年頃までは利益計算の基本原則としては純財産増加法がとられていたために、評価(論)が中心として重視された⁽³⁾と述べている。しかしながら、この1930年以前にこのような貸借対照表的利益とは異なる利益概念が既に生じていたと考えられるのである。

以上述べてきたことから、本稿では20世紀初頭における2つの利益概念を示し、それは社会経済的背景の変化によるものであったということ、そして副次的にそれぞれの利益が誰にとって意義があったのかという会計目的観の違いあるいは変化を示すことにしたい。

II. 世紀転換期から第一次世界大戦前までの経済的背景 ——企業合併と資本の水割り問題——

世紀転換期におけるアメリカの社会状況を最も反映した要素としては、企業合併運動が挙げられる。19世紀末期から20世紀初頭において、アメリカにおける独占的企業結合が広範に形成されはじめたが、その結合形態は一様ではなかった。企業合併運動が行われた時代は、その形態にしたがってプール、トラ

(2) このような区分の他にも、1930年以前を財政状態表示重視という立場から時価を、1930年以降を損益計算を重視する立場から原価をその拠り所としているものもある。しかしながら、筆者はこの見解には賛成していない。この点については別稿で論じることにした。

(3) 若杉 [1966] 304, 342頁。

スト、持株会社に分けられる。

最初の結合形態は、1873年の恐慌以後に現れたプール(カルテル)であった。19世紀においては、国内市場の制覇と独占による市場の掌握が目標であった。南北戦争以後、特に1870年代頃の企業は、急速に拡大する市場に対応するために、また他企業との競争力を高めるためにも、経営的諸資源をできるだけ早く獲得し蓄積することに全力をあげなければならなかった。しかし、70年代、80年代に製造業分野において形成されたこのプール協定は、度重なる解散と再結成を繰り返していたようにそれほど強固な結合形態ではなく、競争社会の中の市場支配や利潤獲得のためには、より強力で持続的な企業結合形態が望まれるようになった。その結合形態が1880年代において登場したトラストである。このトラストは、トラスト協定に参加している企業が自分たちの株式および支配権を譲り渡し、それと引き替えにトラスト証券を受け取り、その証券に対して配当を受け取るという形態であった。この形態は、名義上の所有を変更させることなく、株式に伴う投票権すなわち企業の支配権を実質的に集中させることが可能となったのである。⁽⁴⁾

しかし、このような独占的企業による結合形態は、市場支配による独占的な価格決定、あるいは鉄道業における差別運賃制などをもたらしたために、社会各層からの反発を招くようになった。そのために、自由競争を制限することは普通法の衡平原則を犯すがゆえに違法であるということを理由に、1887年には州際通商法、そして1890年には、貿易と商業を不法な取引制限や独占から保護するための法律としてシャーマン反トラスト法が作られるようになった。⁽⁵⁾このような独占禁止法によるトラスト解体という事態のなかで、大企業がこれに対

(4) このトラストの代表的なものが、1882年のStandard Oil Trustであり、80年代の産業トラストとしては、石油のほかに、綿実油・亜麻仁油・ウィスキー・砂糖・鉛といったような加工業であった(Cf. 吹春訳 [1979] 267頁; 鳥羽他訳 [1974] 265-266頁)。

(5) 州際通商法は、鉄道会社に対する、プール及び運搬協定の禁止、長距離運搬よりも近距離運搬に対してより高い料金を課すことの禁止、あらゆる等級の荷主に対して等額料金とするとしたものである。また、1890年までには、14の州が裁判所で、独占、トラスト、価格固定化に対して合憲的な禁止を行い、また他の13州は立法による禁止を行い、2、3の州が両者を行って、企業の独占的結合に対抗していた(Cf. 吹春訳[1979] 270-271頁)。

応して採用した新しい企業結合形態が持株会社制であった。この持株会社制は、合併される企業の議決権が親会社によって取得されるが、被合併会社は依然として独立した別個の企業として存続していたために、トラスト証券を持株会社⁽⁶⁾の株式に置き換えたものにすぎず、トラストとは実質的には異ならなかった。この時期は、単なる生産設備の拡大だけでなく、販売網を創設したり、倉庫、その他の施設さえも建設しなければならなくなり、そのために「水平的統合」と呼ばれる企業合同といった手段が採用された。また、他企業からの競争を自ら防衛し、また有限の経済的資源をいち早く独占しようという目的から原料支配に乗り出す事例が多く、「垂直的統合」と呼ばれる企業合併も進行するようになっていた。

これら企業合併運動が最も活発であったのが、まさしく世紀転換期、特に1895年から1904年の間の10年間であった。1895年から1904年の10年間で消滅した会社数は年平均301社にも及び、特に1898年から1902年までの5年間で歴史上最大の企業合併期間であり、1899年単年で1028社が消滅していた。この時期に合併運動によって成立した巨大企業は、U. S. Steel (1901), American Tobacco (1904), International Harvester (1902), Du Pont (1903), Corn Products (1902), Anaconda Copper (1895), American Smelting and Refining (1899) などであった。⁽⁷⁾このような企業結合によって企業規模は増大し、これら企業の社会に与える影響も大きくなっていたのである。当時の合併運動の大きさは企業の消滅した数、合併の資本化（資本総額）などで示することができるが、それを表したのが〔図表1〕である。

この〔図表1〕のなかでも最大の企業合併であったのが、当時の基幹産業であった鉄鋼業のU. S. Steel社である。1901年まではCarnegie Steel社が支配的であったが、この年にJ. P. Morganによって買収が行われ、幾つかの企業を

(6) Cf. 鳥羽他訳 [1974] 273頁；中野 [1992] 332-333頁註(1)。

(7) Nelson [1959] pp. 34-35.

Nelsonは、1895年から1920年までの合併運動を①1895-1904年、②1905-1914年、③1915-1920年の3つの期間に分類している。③の期間は年間平均100社が消滅しており、③の期間では年間139社が消滅していた。

(8)

[図表 1] (1904 年時点における) 産業トラストの規模

	企業合併数	獲得・統制された プラント数	総資本額 (株式と社債)
(1) 大規模な産業トラスト (7 社)			
1. Amalgamated Cooper Company (1899)	4	11	\$ 175,000,000
2. American Smelt. & Refin. Co. (1899)	13	121	201,550,400
3. American Sugar Refining Co. (1891)	6	(about) 55	145,000,000
4. Consolidated Tobacco Co. (1901)	4	(about)150	502,915,700
5. International Merc Marine Company (1902)	unknown	6	170,786,000
6. Standard Oil Company (1899)	unknown	(about)400	97,500,000
7. United States Steel Corporation (1901)	11	(about)785	1,370,000,000
		1,528	\$ 2,662,752,100
(2) 下位の産業トラスト (298社)		3,426	4,055,039,433
(3) 再編成あるいは再調整過程にある 重要な産業トラスト (13社)		334	528,551,000
		5,288	\$ 7,246,342,533

持株会社形式にすることによって 1901 年 4 月にニュージャージー州で創設されたのがこの U.S. Steel 社であった。同社は世界初の 10 億ドル会社(実際には 14 億ドル)であり、アメリカ鉄鋼業のほぼ 60% を支配した。この U.S. Steel 社のあとは、1917 年に Union Carbide and Carbon 社が形成されるまでその総資本額を超える会社はまったく存在しなかったのである。⁽⁹⁾

このような大規模な企業合併が行われるには、それに対応できる資本市場の発達が不可欠であった。合併は主として投資銀行やプロモーターと呼ばれる人々によって実施され、1,000 万ドル以上の企業合同 (100 社近く) のうち独立プロモーターによるものは約 3 分の 2、投資銀行によるものが約 4 分の 1 であった。資本化額では投資銀行は約 2 分の 1 を占めた。そして優先株と普通株を同額発行するのが一般的な実務であった。プロモーターによってよく知られ

(8) Moody [1904] pp 453-469; Bunting [1974] より作成。

Anaconda Cooper 社は 1899 年に Amalgamated Cooper 社となり、Consolidated Tobacco 社は 1904 年に American Tobacco 社となっている。この他にも公益トラスト 111 社、大鉄道グループ 6、独立鉄道グループ 10 のトラストが形成された (Moody [1904] pp. 453-477; 小林編 [1985] 17 頁)。

(9) Nelson [1959] p. 35.

(10) 小林編 [1985] 66 頁。

ており、よく理解されていることは、トラストの優先株は平均的収益力の資本化された価値を表し、普通株は「結合の経済性 (economies of combination)」プラス運転資本の資本化を表すということであった。言い換えれば、優先株は物的な資産の裏付けを持ったものとして、普通株は期待される収益力の向上が資本化されたものとして発行された。⁽¹¹⁾

そしてこの企業合併において会計上の問題と最も関連する問題点が、株式の水増し発行 (stock watering)、つまり過大資本化 (over capitalization) の問題であった。株式の水増し発行を決定させたのは、企業合併への各参加企業が他企業よりできるだけ高く自分の会社を売りつけようとしたことにある。また、他企業より高い収益力のある企業は投資資本額以上の評価を受けていたので、株式の水増し発行は避けられないものとなっていた。つまり、世紀転換期の合併によって設立された株式会社については、競争による浪費の節約等により超過利潤が期待されるとし、この超過利潤への期待として無形資産の存在が擬制されたのである。しかしながら、Hatfield は当時の一般的となっていたトラストという組織では、発行される普通株式の金額にほとんど相当するほどの暖簾に対する高い評価を含んでいるが、ほとんどの場合にそれは過大評価であったので当然ながら誤りであると述べていた。⁽¹²⁾ さらに、当時の会社法の規定では、

(11) Meade [1909] p. 196.

(12) Hatfield [1909] pp. 108-110 (松尾訳 [1971] 105-106 頁) ; cf. 中野 [1992] 320-321 頁。Hatfield は、株式の水割に対する一般に示されている見解は、それ自体投資家に対する欺瞞であり、公衆に対する犯罪であると述べ、会計の観点からはその犯罪はより明確に見られるとして、実際の実務における 2 つの誤解を招く方法を挙げている。第 1 の方法は、たとえば 50,000 ドルの工場設備を獲得する上で 100,000 ドルの株式を発行する際に、(借方) 工場設備 100,000 ドル (貸方) 株式資本金 100,000 ドルという仕訳をして固定資産を水増しする方法である。第 2 の方法は、工場設備の価値と株式の金額との差額を埋め合わせるために、実際に価値を有しているならば問題はないが、まったく架空の資産であるにもかかわらず暖簾や特許権といった無形資産を計上する方法である。資産の水増しを有形資産によっておこなうか、無形資産によっておこなうかは、基本的には企業の収益力に依存していたと考えられる。つまり、水増し部分が有形資産特に償却性固定資産に混入される場合には、無形資産に比べるとより規則的な償却のもとに、水増し資産の費用化、すなわち費用の過大計上が要求され、水増し部分を無形資産によって処理する場合には、水増しの存在を示唆することにはなるがきわめて自由な償却がゆるさされていた。そのために、巨額の資本水増しをしたことが明らかである U.S. Steel, Amalgamated Copper などの大規模な株式会社は、企業の体力があるために、無形資産を表示せずむしろ

会社が受け入れた資産の評価は取締役任せられ、詐欺が存在しない限り取締役の判断が正しいものと仮定されていたために、このような擬制が可能であった。⁽¹³⁾

巨大企業 U. S. Steel 社の設立時における資本化は、一時に最大の水増しされた証券を市場へもたらした点で著名であるばかりでなく、設立後の高収益での過大資本化の修正を行うことができた数少ない事例であったといわれている。U. S. Steel 社の有形資産の実際の価額は、株式会社監督官によって 6 億 8,200 万ドルと推定されたが、同社の資本は、14 億 284 万 6,000 ドルであり、そのうち 5 億 1,020 万 5,000 ドルが優先株で、5 億 822 万 7,000 ドルが普通株であった。⁽¹⁴⁾ 明らかに、普通株の全部と優先株の相当の部分は「水増し資本」であったのである。また、1890 年から 1902 年にかけて設立され再建を経験した 13 の大トラストを考察した Dewing によれば、トラストの平均有形資産は全発行証券の 40% で残りが水増し株であり、ほとんどのトラストが株式の水増しを行っていたのである。⁽¹⁵⁾

しかし単に過大資本化の問題だけであるならば、U. S. Steel 社のようにその

有形資産の過大計上を行っていたようである (Cf. Hatfield [1909] pp. 169-172 (松尾訳 [1971] 164-166 頁); 加藤 [1972] 951-952 頁; 中野 [1992] 349 頁註(69)(72))。

(13) 清水 [2000] 59 頁。

1903 年のコネチカット州法も、財産の評価は取締役の役目で裁判所の仕事ではないことを認めている。しかし、株式が現金以外のものと引換えに発行される場合に、「取締役は会社の帳簿上に、株式の払込金として受け取った財産がどのような内容のものからなっているかを特に示す説明を行い、かつそれに署名しなければならず、それは、交換に受け取られた額に等しい実際の価値をもつ」ことを要求していた。また、マサチューセッツ州株式会社法やイギリス会社法は、株式によって購入されたすべての財産はその株式の額面価額で記載されることになるが、その際、そのように記載されている資産は、現金との引き換えではなく、株式との交換で取得されたものであるという但書を貸借対照表上において明示することを要求していた (Cf. Hatfield [1909] pp. 80, 162, 171 (松尾訳 [1971] 77, 157, 166 頁); Dickinson [1904] p. 185; 加藤 [1972] 946 頁)。

(14) 小原訳 [1976] 559 頁。

Moody によれば、U. S. Steel 社及びその子会社の発行証券の時価総額も株価の下落によって減少していた。額面価額は総合計 \$1,370,000,000 に達するが、最初の形成時点での市場価額は \$1,265,000,000 を超えていなかった。そして、1903 年 12 月時点ではおよそ \$760,000,000 にすぎず、3 年以内におよそ \$505,000,000、すなわち約 40% の減少が生じていた (Moody [1904] pp. 200-201)。

(15) 小林編 [1985] 72-73 頁。

後の利益で水抜きを行えば問題はないし、過大資本化そのものは決して悪いものではないという声も実際聞かれた⁽¹⁶⁾。しかしながら、U. S. Steel 社の過大資本化の修正は数少ない成功例であり、下位のトラストにおいては成功とはいえないものが多かったのである。そして問題を悪化させる要因が、企業が採用する高配当政策あるいは安定配当政策であった。優先株に対する優先配当率は普通 7～8% であって、当時の社債の利率率 5～6% をかなり上回るものであった。U. S. Steel 社は企業として成功をおさめていたために、3 年間の除いて 1932 年に至るまで普通株に対しても配当を支払っていた。

では、何故企業は安定配当あるいは高配当政策をできるだけ採用しようとしたのだろうか。Dewing は安定配当の利点として次の 2 つを挙げている。まず第 1 に、鉄道会社や公益事業会社によく見られるが、短期的な値上がりを目的とする投機 (speculation) のためではなく、投資のために株式を保有する誠実な株主集団を作り出すということである。第 2 に、公開市場での借入を利用する際に強力な信用を生み出すということである⁽¹⁷⁾。しかしながら、この安定配当を企業が目指した最大の理由は株価への影響を考慮したからである。高い市場価格はそれ自体が銀行に対して高い信用を生み出すのである。企業にとって特に重要であるのは、優先株に対する配当の継続性であった。ほとんどの優先株主は短期的値上がりよりも安定配当を期待して投資していたので、企業が優先株配当の支払いを停止してしまうと、将来の株価下落だけでなく、貯蓄銀行からの会社社債の追加発行を妨げるなど企業存続の危険性さえ起こり得たからである。個別のケースの是非を論じることはできないが、たとえば American Locomotive 社は 1909 年と 1915 年は優先株配当が可能であるほど利益は生じていなかったが、多額の積立金を取り崩して配当を継続していた。この方針を Dewing

(16) Meade は次のように述べている。「ほとんどの成功している会社は、その初期の間過大資本化されているが、会社の状態は一般に過大資本化を減少させている。過大資本化は、会社証券の価額における増加によってその金額を減少させる傾向があるときには、それ自体悪いというものではまったくない。これらの証券の価額は、増加する収益力における利益の投資によって額面へ上昇される」(Meade [1909] p. 315)。

(17) Dewing [1920] Vol. III, pp. 84-85.

は賢明な方針であると評価している。⁽¹⁸⁾ こういった場合には配当は企業方針のため何の問題もないが、一番の問題点は、配当に充てる利益がないにもかかわらず配当を行うことである。

Dewing は、1899 年前後に設立された 35 のトラストの 10 年平均利益や優先株配当・社債利子等の金額を示しているが、合併によって期待される利益を実際を上まわった会社はたった 6 社に過ぎなかった。また、平均利益よりも優先株配当・社債利子に支払った金額の方が大きかった会社は、10 社存在していた。⁽¹⁹⁾ さらに、会社更正がおこなわれた 17 のトラストのうち 10 社は会社更生の前年には、資本食い込み配当 (unearned dividend) ないしは資本食い込み社債利払い (unearned interest on bonds) の事態をさらしていたのである。以下の [図表 2] は、17 のトラストのなかで会社更生前年に優先株配当や普通株配当を行っていたトラストの財務状態を示したものである。

〔図表 2〕 会社更生前年のトラストの財務状態⁽²⁰⁾

更生年次	社債利子	優先株配当	普通株配当	支払合計	純利益
United States Leather Company (1905)	316,800	3,736,938		4,053,738	3,962,067
Corn Products Company (1906)	392,500	1,916,651		2,309,151	2,081,966
National Cordage Company (1893)	360,000	400,000	1,100,000	1,860,000	2,710,749
Westinghouse Electric and Manufacturing Co. (1907)	2,454,500	400,000	2,100,000	4,954,500	5,069,068
New England Cotton Yarn Company (1903)	265,000	175,000		440,000	365,272
United States and Mount Vernon Companies (1905)	400,000	82,500		482,500	566,086
International Cotton Mills (1913)	60,000	295,825		355,825	388,936

上記の会社は、会社更生の前年にもかかわらず配当を支払っていた会社であり、特に、United States Leather 社・Corn Products 社・New England Cotton Yarn 社の会社更生前年の純剰余金は、それぞれマイナス 91,671 ドル・マイナス 227,185 ドル・マイナス 74,727 ドルであったにもかかわらず配当を行ってい

(18) Dewing [1920] Vol. III, pp. 96-97.

(19) Dewing [1926] pp. 892-893.

(20) Dewing [1914] p. 554 より作成。なお単位はドル。

たのである。[図表2]は、会社更生という極めて極端な例であるが、会社更生が行われていなくても、利益額と比例してかなりの高配当政策を行っていた会社も相当数にのぼっていたものと推測できる。

このように、世紀転換期における企業合併は、多くの水増し資本の問題を抱えながら、配当に関しては高配当あるいは安定配当を目指していたのである。したがって当然ながら会計学上配当可能利益あるいは配当が示されている貸借対照表資本の部に最も注意が向けられていたのである。そして、債権者保護を重視する会社法と同様に、過大配当によって資本が引き出されないことにも関心が向けられたと考えられる。

III. 債権者保護目的としての貸借対照表的利益概念 ——配当可能利益の重視——

Previts and Merino は、「その当時の政治的風潮を考えれば、『配当可能利益』に焦点を当てることは理解できる。……利益決定を二次的立場に追いやり、配当可能利益に焦点を当てることによって、会計人は外部の批判によって生じるより不安にさせる問題に言及することを避けた⁽²¹⁾と述べているように、1900年代での利益に関する議論といえば、配当可能利益に関するものが中心であった。当時の会計問題として、意図的に利益決定の問題に触れようとしなかったのかどうかは明確ではないが、会計議論の中心が株式の水割問題といった貸借対照表あるいは資本の部であったということからも理解できる。そしてこの配当可能利益あるいは実際の配当を示すのが、貸借対照表における繰越剰余金（未処分利益）であった。貸借対照表上で示される利益をここでは貸借対照表的利益概念としておくが、このような利益概念が逆に貸借対照表重視と認識されていた大きな要因であると考えられるのである。

以下本章では、学説（思想）史的アプローチに基づき、20世紀初頭（具体的には1910年代前半まで）における会計論者、特に Hatfield を中心として利益に関する見解を詳細に見ていきたい。ただし、タイトルで使用している債権者保

(21) Previts and Merino [1998] p. 215.

護、配当可能利益、貸借対照表的利益概念をそれぞれ個別に論じるのは難しい。むしろ総合的に説明する上で、これら3つの用語が当時の会計的特徴を最も示すキーワードになるということを示唆したい。

広義としての利益の説明に関して、当時の会計論者間で、またこの時期を研究する現代においても最も多く引用・紹介されているのが1904年に国際会計士会議で“The Profits of a Corporation”という論文を報告したDickinsonの見解である。そして、その後の1914年に彼が出版した*Accounting Theory and Practice*においても定義はほとんど変わっていない。Dickinsonは、「最も広い可能な観点においては、利益は、事業に投資される全体金額の価値における実現された増加として述べられる。そして逆に、損失は実現された減少である。しかしながら、原初投資の最終的な実現は、部分的実現は継続して生じている、長期間に繰延べられる性質のものであるために、一定の明確な期間での価値見積にたより、そのような2つの期間の間の見積られる増加あるいは減少を利益あるいは損失として考えることが必要となる⁽²²⁾」と述べている。このように、利益に関する一般的説明は、まず最初に資本主持分項目の増減をさすものとして説明されており、この意味で貸借対照表に依拠するものであった。したがって、利益概念はストック概念、つまり貸借対照表的利益概念であったといえる⁽²³⁾。そしてこれまで言及してきたように、そのときの利益とは具体的には配

(22) Dickinson [1914] p. 67; [1904] p. 172; cf. Previts [1980] p. 164; Kester [1918] pp. 390-391.

その他の箇所にも、利益の定義として次のような説明がある。「配当金は利益からのみ支払うことができる。すなわち、資産からすべての現在の債務を控除して、現在の価値に還元された将来あるいは偶発的請求権に対する引当を行った後の、原初投資における純増加からのみ支払うことができる」(Cf. Dickinson [1914] p. 72; [1904] p. 174)。

(23) Brundageも、20世紀初頭における利益アプローチとして1904年のDickinsonの論文を取り上げ、貸借対照表におかれる強調、および貸借対照表間の差額としての利益概念は、会計界における一般的観点であったと述べている。そして、この正味財産アプローチは、確立された法律的認識をもまた有していたとして、しばしば多くの論者によって引用されているのが1910年のSpanish Prospecting Company事件の判決であった。そこでは、利益は通常は1年間によって区別される2つの特定の日における企業の状態の比較を意味するものであり、根本的な意味は、1年間に企業によって作り出された稼得の金額、すなわち、2つの期日における企業の資産の比較によってのみ確かめることができると述べられていた(Cf. Brundage [1951] pp. 72-73; Previts [1980] p. 165)。

当可能利益を意味したのである。

Dickinson は利益に関してまず最初にイギリスの判例を例示している。これは、アメリカの裁判所よりも多くの判例やより明確な定義が与えられており、さらにそれらの判決はアメリカの教科書でも多く引用されているという理由による。彼の説明のなかで特徴ある点は、1908年のイギリス会社法における配当可能利益の定義について、そして配当規制に関する判例が挙げられていることである⁽²⁴⁾。1862年のイギリス会社法では、株式会社の営業から生じる利益以外からは配当金は支払われるべきではないと規定されていたが、1908年の会社法は、「会社の営業から生じる」という用語が除外されたために、すべての利益が配当として分配されるということの意味するようになっていた⁽²⁵⁾。また、過年度に欠損を持つ企業が、当期に利益をあげたときに配当可能であるかに関して、当時のある判例では、過年度の欠損を固定資産 (capital assets) の損失として扱い、その後獲得された利益の分配は、以前に損失を有している資本からの配当支払ではあり得ないと述べて、利益分配を認めていたようである⁽²⁶⁾。そして最後にアメリカの法律に関して資本維持の原則に言及しており、法令はすべての州で異なるが、一般に適用されると思われるものとして、会社の資本の使用から生じる剰余利益 (surplus profits) からのみ配当金を支払うことができるという⁽²⁷⁾ことを述べている。

一方、企業合併運動が最も活発であった時期に、株式会社会計における諸問題を認識し考察していたのが Hatfield の *Modern Accounting* (1909) である。

(24) 1908年のイギリス会社法は、貸借対照表の登録・開示を義務づけたこと、取締役などの貸借対照表に対する承認手続きと責任の明確化が行われ、罰則規定も設けられたことなど、財務開示規定の充実が大きな特徴の1つであった。しかしながら、損益表示をする必要がなかったために、資産と負債の一括表示や相殺表示さえも可能であり、監査報告書を添付する必要がなかった等、多くの欠陥を有していた (Cf. Dickinson [1914] pp. 270-271; 千葉 [1991] 243-244 頁; 山浦 [1993] 104, 108-110 頁)。

(25) Dickinson [1914] p. 69; cf. [1904] p. 173; 千葉 [1991] 230 頁。

(26) Dickinson [1914] pp. 71-72。

たとえば, Bolton v. Natal Land and Colonisation Company, Limited (1891), Verner v. The General and Commercial Investment Trust, Limited (1894) が挙げられる (Cf. Zimmerman [1954] pp. 100-101 (小澤他訳 [1993] 103-104 頁))。

(27) Dickinson [1914] pp. 72-73。

彼はその著書の序文で、「……かなり最近まで、アメリカの株式会社の会計は、ときとして不完全で、その結果を誤らせることを伴う疑わしい実務で満ちていた」と述べて、当時の会計問題であった株式の水割りといった、貸借対照表あるいは株式資本金の問題に焦点を当てて考察している。また、同書の利益 (profit) というタイトルの第 11・12 章で論じられていることは、ほとんどが裁判所の判決に関するものであった。以下では、彼の利益概念について詳細に述べていきたい。

Hatfield は貸借対照表の目的として、支払能力に関する情報を与える企業の財政状態を表示すること、そして、それよりは重要性は低いとしながらも、生み出される利益を表示するという 2 つを挙げている⁽²⁸⁾。この前者の目的は、さまざまな会計人によって主張されているように一般的であるが、後者の目的を示していることはきわめて珍しい。損益計算書（あるいは損益勘定）で求められる純利益が配当などを通じて、最終的には剰余金勘定といった貸借対照表資本項目に振り替えられることは、現代においても当然ながら認識されている。しかし、貸借対照表そのものの目的として利益表示を挙げることはきわめて特徴的な見解である。利益表示は一般には貸借対照表よりも損益計算書が示すものである。しかし、ドイツ式の貸借対照表、あるいはイギリスの実務において、利益の分配予定を示すような形式での貸借対照表が見られると Hatfield は述べているので、あくまでもこれは、貸借対照表における目的と考えられる。この利益表示という目的は、まさに貸借対照表的利益概念を示すものであり、ドイツ商法、あるいはイギリスの判例による配当可能利益の定義に影響されていた。たとえば、1861 年普通ドイツ商法第 217 条では「年次貸借対照表によって、かつ会社定款に準備金の留保が定められている場合にはその額を控除した後に、純剰余として生ずる額だけが、株主に分配され得る」と記されているように、債権者保護のための貸借対照表利益型の配当規制であった⁽²⁹⁾。

Hatfield においても配当可能な純利益の金額と特に関連した、一定期間の企

(28) Hatfield [1909] pp. 54-55(松尾訥 [1971] 51 頁) ; [1927] pp. 21-22 ; cf. 中野 [1992] 312 頁

業の純利益を示す損益計算書を貸借対照表と同様に重要視している。しかしながら、総論としては、当時の株式水割りといった会計上の問題が貸借対照表に向けられていたこと、そして彼の計算構造としての簿記論(〈資産－負債＝資本主持分〉という資本等式)において、損益勘定は資本主持分勘定を増減させる項目であることから従属的勘定と位置づけられ、その意味で財務諸表としての損益計算書は貸借対照表よりも重要性の低いものと考えられてきたのである。

Hatfield の説明によると、損益勘定は、正味財産における増加を示す貸方側と、正味財産の減少を示す借方側という2つの面を含んでおり、この借方側には、単に費用や損失を含むだけでなく、純利益の処分あるいは分配を含み、ときには、支払配当金を示すような損失ではない企業に属する正味財産の減少を示すものも含んでいる。また、「いかなる原因によろうとも、すべての損失あるいは利得は損益へ記載すべきであって、その他の資本主持分勘定へ直接記載すべきではないと主張することは論理的であるかもしれない」という説明から、損益勘定のなかでのより詳細な損益分類の説明はまったく見られないのである。このことは損益勘定の残高を資本主持分の純変化分と説明している彼の簿記論と一致している。

しかしながら、実際の会計実務ではすべての損失や利得が単一の損益勘定に計上されているわけではないという認識から、火災、あるいは証券の債務不履行等によって特定資産の損失が認められる場合、それは、①損益(勘定)に借方記入されるのか、それとも②正味財産からの控除であるが、当期収益とは関係のないその他の勘定に借方記入されるのか、という問題点を挙げている。⁽³¹⁾

(29) 安藤[1985]によると、株主への配当可能利益は、1843年のプロシア株式会社法によって、年次決算上の剰余であると明言されたが、それが期間利益ではなく貸借対照表上の純利益であるということは、1856年の株式会社規則(44条)、1861年の普通ドイツ商法(217条)を経て1870年改正商法(株式法)(239a条)において明確になったようである。その理由としては、資本金は年次貸借対照表に消極財産として計上されること(3号)、そして積極財産と消極財産の差額が利益または損失であること(4号)が明言されたことが挙げられている(Cf. 安藤[1985] 119-156頁)。

(30) Hatfield [1909] pp. 219-220(松尾訳[1971] 210頁)。

(31) Hatfield [1909] pp. 202-203(松尾訳[1971] 195頁); [1927] p. 248; cf. 中野[1992] 323頁。

Hatfield は、すべての損失あるいは利得が損益に記載すべきであると述べていたにもかかわらず、ここではある程度用語上の問題、さらには法律の問題でもあるとしてそれぞれ次のように言い換えている。すなわち、用語上の問題としては、「純利益 (net profits)」とは、③あらゆる原因による富 (wealth) における純変化を意味するのか、それとも④特定の営業要因 (business factors) のみによる変化を意味するのかということである。他方、法律の問題としては、⑤特定の費用 (支払われたか単に認識されたかのどちらか) をこえる特定の受領額 (実現されたあるいは推定的な) の余剰からの配当を認めているのか、あるいは⑥前年度の純資産をこえる現在の資産の剰余分のみが配当されるということ命じているのか、ということである。ここで、①から⑥までの関係を整理すると次のような [図表 3] となる。

[図表 3] Hatfield における利益概念

損益勘定 (利益概念)	①特定資産の損失も、すべて損益に借方計上される。	②特定資産の損失は、損益勘定以外のその他の勘定に借方記入される。
用語上の問題	③純利益とは、あらゆる原因による富における純変化を表す。	④純利益とは、特定の営業要因のみによる変化を表す。
法律上の問題	⑥前年度の純資産をこえる現在の資産の剰余分のみから配当可能。	(⑤は現金主義による配当可能利益であるので②や④には該当しないと考えられる)

(包括主義的利益) (当期業績主義的利益)
 (=貸借対照表的利益, ストック) (=損益計算書の利益, フロー)

このように、用語上と法律上それぞれ2つに、すなわち③と④、⑤と⑥に分類されている。まず③と④であるが、③は①に、そして④は②に該当するものと考えられる。一方、⑤と⑥に関しては、Hatfield はここで、簡単な事例を仮定することによって説明できるとして、石炭業の例を挙げている。⑤と⑥は配当可能利益の定義と関連するものであるが、一見すると⑤の説明は、フローとしての利益概念、すなわち損益計算書の利益概念を意味し、純利益型配当規制

に通ずるものと思われる。このために、資本減損禁止型配当規制に通ずる⑥とは対照的に見える。しかし、⑤は費用収益対応といったフローとしての利益概念ではなく、Hatfield は、(減価償却を考慮しなければ)年次支出額を超える収入額の超過分はすべて利益になるものではないと述べているように、現金主義による利益を否定しているだけなのである。したがって、⑥は③と結びつくものと考えられるとしても、⑤が⑥と対応して述べられているのは問題である。しかしながら、当時の所得課税制度を念頭におくとこのような説明も理解できる。つまり、Hatfield が *Modern Accounting* を出版した 1909 年には、法人免許税法が可決されており、そこでの所得計算は現金収支に基づくものだったからである。⁽³³⁾

では、Hatfield は損益つまり損益勘定の残高を具体的にどのように考えていたのだろうか。Hatfield においても、法律と同じように、つまり〈利益=配当可能利益〉という見解であったと思われる。このことは、彼の株式プレミアムにおける説明で判断することができる。株式プレミアムは企業の実際の利益の一部ではなく、配当における分配を意図しないことを示す、特殊な積立金ないし剰余金勘定に記帳されるべきであると述べていることから、逆に〈利益=配当可能利益〉と考えることができるのである。⁽³⁴⁾

(32) 世紀転換期頃の裁判所の判例による利益概念は、実際を受領額および支払額のみが損益勘定へ正しく記帳されると一般に考えていたように現金主義であった。また、法律的観点といえども、配当可能利益の定義は統一されてはいなかったようである (Cf. Hatfield [1909] pp. 225-226 (松尾訳 [1971] 216 頁))。

(33) See 桑原 [1999] 214-215 頁。

(34) Hatfield [1909] pp. 155-156, 234-235 (松尾訳 [1971] 150, 225-226 頁) ; [1927] pp. 186, 287-292 ; cf. 中野 [1992] 322-323 頁。

株式プレミアムといった資本剰余金は、ドイツにおける場合のように成文法で明確に禁じているところを除けば、これらを受領額を配当可能利益として取り扱っても法的には違法とはならないであろうとも述べられている。このために、株式プレミアムを、剰余金に貸方記入する、あるいは積立金のような実務上同一の勘定に貸方記入するのに代わる唯一の方法である、プレミアムを損益勘定に記入する方法がイギリス法の下では認められている。しかし、この方法は、すべての国において事業上の慎重性によって非難されていることから、Hatfield は、企業の実際の利益の部分ではないプレミアムは、配当における分配を意図しないことを示す剰余金あるいは積立金勘定に計上されるべきであると述べている。

しかしながら、Hatfield と法律上の利益概念は、 \langle （純）利益＝配当可能利益 \rangle であるという点で共通であるが、その配当可能利益が具体的にどのような項目を含み、どのような項目を除くかという点では必ずしも一致していたわけではなかった。法律の見解でも配当源泉は決して統一されてはいなかったのであるが、法律や判例には株式プレミアムといった営業活動によらないものをも配当可能であると認めていたので、繰越剰余金が配当可能であるという貸借対照表的利益概念がまさしく該当した。それに対し、Hatfield はむしろ②の方を主張し、 \langle 配当可能利益＝損益（純利益）＝営業活動による損益 \rangle と考えている点で若干異なっていたのである。⁽³⁵⁾しかし、損益勘定の残高は、固定資産の売却益といった特別損益を含んだ包括主義に基づく利益を示すのか、純粋な営業活動のみを含める当期業績主義に基づく利益を示すのかということは明確ではない。これは、貸借対照表を中心と考えており、Hatfield 自身は損益計算書の様式を示していないからである。言い換えれば、複式簿記における詳細な損益分類の説明が見られないと示したように、営業外損益、特別損益という概念が欠如していたからである。

このように、配当可能な源泉という厳密な意味では、会計学上と法律上の見解は異なっていたといえるが、利益とは配当可能利益を示すものであるということは当時の会計論者の一般共通的な見解であったのである。法律、つまり商法による配当規制は、19 世紀前半においては周期的恐慌や投機的株式会社の破産が頻発していたために、債権者保護を目的として資本維持の原則を重視して、

(35) このことは次のような説明からも理解できる。すなわち、「(火災やその他の偶発事故による損失、取引債務者の不履行による損失、あるいは保有有価証券に関する損失、不調な営業活動の結果による) このような損失は別の仕方では損益勘定ないしは資本金勘定に借記されるが、積立金が設定される場合には、この異常損失はそのような積立金に課することができるし、またそれは配当に充当できる通常の営業活動から当期利益を残すことになる」という箇所である。また、法律が、このような区別をまったく行わなかったわけではなく、たとえば Hoare and Company 事件([1904]2 Ch. 213) に対してイギリス裁判所は、株式プレミアムを配当の支払いに適用することはできるが、営業から生ずる利益ではないので、損益の貸方へ記載することには反対している(Cf. Hatfield [1909] pp. 222, 256 (松尾訳 [1971] 212-213, 245 頁); [1927] pp. 249-251; 白井 [1983] 22-23 頁; 中野 [1992] 321-322 頁)。

支払不能禁止型あるいは資本減損禁止型配当規制というものが主流であった。この考えは、先に挙げた⑥、すなわち貸借対照表を中心とした貸借対照表的利益概念、ひいては Hatfield の主張する物的二勘定系統説における資本主持分の純変化分に通ずるものであり、逆に、これらの見解が配当規制の影響を受けていたと考えられるのである。⁽³⁶⁾

さらに、配当可能利益は会計学上資本の問題とも関連しており、当初は貸借対照表剰余金として単一のものとして扱われていた。すなわち、剰余金という概念がそれほど発展しておらず、株式プレミアム等を除けばほとんどすべてが利益剰余金を表していたものと考えられるのである。しかしながら、無額面株式の出現等によって、剰余金概念が 1910 年代から発展し詳細に分類されるようになると、配当可能な剰余金と配当不可能な剰余金の両者を表すものへと変化したために、もはや〈配当可能利益=剰余金〉を示すものではなく、この意味で貸借対照表的利益概念が適合するものとはならなくなったのである。⁽³⁷⁾

IV. 第一次世界大戦後における経済的背景

——繁栄と 1920 年恐慌——

1910 年代におけるアメリカは、世界史あるいは経済史的に見ても大きな事象が生じていたといえる。まず第 1 に、1914 年に勃発し 1918 年に終結した第一次

(36) 会社法あるいは判例によって配当可能利益の内容が変化すると、当然ながら会計における利益概念もその影響を受けていたと考えられる。そして、この影響を最もよく受け、それを会計テキストにおいて示していたのが Esquerré の *Applied Theory of Accounts* (1914) であった。彼においてもまず裁判所の傾向を論じており、そこでは評価益をも含めた広義の (配当可能) 利益概念を示し、配当可能利益をその源泉 (営業利益を表す部分と資本の増加を表す部分) によって分離することを主張していた (Cf. Esquerré [1914] pp 359-360)。

(37) たとえば、酒巻 [1962] も次のように述べている。「1912 年に始まる無額面株式制度の採用は、剰余金についてその概念分析を迫ると同時に、送出される莫大な払込剰余金の使途に関する政策問題を提起した。だが従来剰余金のみを配当源泉とする一般の州法ではこの事態に直ちに対処することができなかったために、剰余金はいわゆる利益剰余金だと払込剰余金だとを問わず一律に利益配当に使用され、多くの弊害をもたらしたのである。そしてこれに対する批判は、第一次大戦後に明確になってきた企業会計における損益計算への重点移行とともに配当規制の目的をも大きく転換せしめることになった」(Cf. 酒巻 [1962] 71 頁)。

世界大戦が挙げられる。アメリカはこの第一次世界大戦に1917年に参戦したが、ヨーロッパはアメリカから多額の戦争資金や物資等を調達したために、戦時特需によってアメリカの景気は上昇した。1914年においては36億ドルの債務国であったが、1918年11月時点には、アメリカがヨーロッパの各国に提供した資金は、政府と民間を合わせて125億ドルにのぼり、債権国へと変化していたのである⁽³⁸⁾。さらに、連邦所得課税制度が成立したのも1913年であった。この所得課税制度は1916年までは税率が低く、企業にとってもそれほど影響はなかったが、第一次大戦中の1917年に超過利得税が導入されると企業の負担額も増大し、会計上無視することのできないほどの影響を与えるようになっていた。

そして戦時中の好況は戦後の1920年1月まで続いた。この好況の基本的な要因としては次のようなものが挙げられる。まず第1に、個人・企業とも戦中に所得が急増したにもかかわらず政府によってその支出を抑えられていたが、政府統制の解除とともに一般的消費者需要の増大、特に民間住宅建築・乗用車・衣服類に対する消費需要が増大したことである。第2に、大戦中よりもさらに輸出が増大したことが挙げられる。1919年全体の輸出額(79億ドル)は、同じ年のGNP(789億ドル)の10%にも相当し、それは戦前および1920-1930年代全体を通じても最高の比率であった。そして第3に、平時需要の増大に誘発されて、企業も戦中および戦後の好況期における企業利益を、平時転換に必要な工場および機械の拡充という設備投資に向けたことが挙げられる⁽³⁹⁾。

戦後はこのような好景気に加えて、1920年頃をピークとした短期間で急激なインフレが生じていた。この物価水準の急激な変動は、連邦所得課税制度とともに企業の経営方針や財務活動に大きな影響を与えた要因であり、当時の会計理論にも多大な影響を与えた。以下の[図表4]は、1926年を基準(100)とした、1915年から1930年までの卸売物価水準(wholesale price index)の変動を示している。

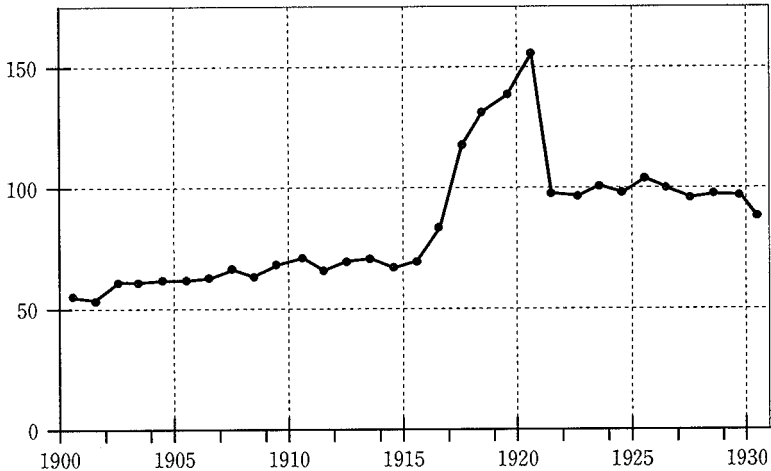
(38) Cf 西川他 [1992] 147頁。

(39) 侘美 [1994] 152-153頁。

設備投資は1918年にピークであり、1915年の約5倍以上の水準に達していた(侘美 [1994] 135頁)。

〔図表4〕卸売物価水準の変動⁽⁴⁰⁾

(1926年 = 100)



このように、第一次大戦中から1920年まで急激に物価水準が上昇するが、その後急激に価格が下落したのである。この状況が経済史的に1920年恐慌と呼ばれているものである。経済史の領域では、世紀転換期における独占資本主義の成立から、第一次世界大戦に言及したあとは、一般に1929年の世界恐慌に議論が向けられているために、その間にあるこの1920年恐慌について詳細に説明しているものは少ないように思われる。しかしながら、この1920年恐慌はそれ以前の好況から短期間で状況が一転し、これと同時にアメリカ史上最大の物価下落を体験した時期であった⁽⁴¹⁾。そのため、企業はこのような経済的変化の影響をかなり受けたに違いないのである。

では、企業はこのような経済状況に関連してどのような対応を求められたのだろうか。まず最初に当時の企業内部の組織問題について、そして、1920年における企業経営方針の転換の2つについて論じることにした。

(40) Bureau of the Census [1960] pp. 116-117 より作成。

(41) 物価水準の下落は、1920-1921・1928-33・1937-38年の3つの期間で生じていたが、生産下落の激しさは月当たりで見ると、1929-33年の大恐慌や月当たりの下落率ではこの大恐慌より激しい1937-38年の恐慌期よりも1920-1921年の方がさらに著しかった。

先にも示したように、世紀転換期における企業合併によって大規模な株式会社が成立したが、巨大ではあるがある意味で効率的ではない組織を有する企業が設立されることになり、企業組織の合理化や低コスト化がその後の課題となっていた。すなわち、作業管理の改善による生産コストの低減だけでなく、支配する経営的資源を効率的に運用するという必要から、全社的な経営管理に企業家の関心が注がれるようになったのである。このような関心とともに、19世紀に鉄道会社で形成された管理組織が前提とされた、職能的に集権化した管理機構が次第に成立していった。⁽⁴²⁾しかし、それでも第一次世界大戦頃までは、トップの管理者は日常的運営の監督と調整に専念しつづけていたために、企業全体の運営のごく限られた部分しか把握できなかったか、あるいは逆に、現行の運営からあまりにも離れすぎていて現場単位の活動と業績に関して漠然とした知識しかもたなかった。このために、トップ・マネジメント機構を有効に果たすまでにはいたらず、管理的調整も必要の短期的変動に大まかに対応するといった程度であった。

しかし第一次世界大戦以降になると、このような欠陥を克服するために、大規模な企業の経営者は基本的に2種類に分けられる新しい組織形態を採用するようになった。具体的には、第一次世界大戦前にGeneral Electric社とDu Pont社で完成された集権的職能部制組織であり、この組織は単一の主要な製品あるいは地域の市場を対象に、単一の製品系列を生産する会社によって採用された。もう1つは、1920年代にGeneral Motors社とDu Pont社によって開発された事業部制的分権組織であり、この組織は幾つかの製品あるいは地域の市

(42) 鳥羽 [1970] 295-296頁。

(43) 橋本 [1997] 114頁。

鉄道業における経営管理組織の発展は、製造工業に間接的な影響を与えたとしても、今日の近代的経営管理組織が鉄道業から直接発展したわけではなかったという見解もある。その理由として、鉄道業における管理組織は、公共的機関としての見地から、その賃率決定が州際商業委員会によって管理されるようになったために、本社の機能を喪失し、次第に日常業務だけを遂行するようになって、管理組織としての進歩は停滞していたことが挙げられている。しかしながら、Sears, Roebuck社のように、鉄道で管理組織の問題に習熟した人々が、他の産業企業に入ってその経験を生かし、近代的経営管理を生み出していった事例は多数見出されると述べられている(Cf. 鳥羽 [1970] 81, 84頁注(26))。

場を対象に、何種類かの製品系列の製造に携わる会社によって採用された。⁽⁴⁴⁾

これら職能部制組織や事業部制組織を採用することによって、企業の諸活動を合理化し原価の低減を図ることを目的としたのである。すなわち、製品価格に反映される製造原価をいかに削減するかということであった。けれども、第一次世界大戦時は戦時需要の増大によって、企業は大量生産し大量販売することで莫大な利益をあげていた。つまり、作れば作るほど利益をあげることができたので、経営効率化にはこの時点ではそれほど注意が向けられなかったと考えられる。しかし、大戦後の1920年恐慌によって、企業経営者は改めて需要の変化に対応して財貨の流れを適切に調整する能力の必要性を改めて認識したのである。彼らが経営効率性を意識したことによって、このような生産コストの削減、コスト管理という問題はさらに注目されるようになった。また、大戦の終結によって遊休化した資材・設備・人員の有効な利用という見地から、製品の多角化が企業者活動の主たる目標となっていたのである。⁽⁴⁵⁾

次に、第一次世界大戦、そしてインフレから物価下落の転換点であった1920年恐慌が企業に対して与えた具体的な影響について説明したい。[図表4]からもわかるように第一次世界大戦時は価格上昇期であったために、原材料もできるだけはやいまい時期に購入する必要があった。そして先にも述べたように、好景気のために製造量に比例して利益も増大していたので、物価問題もあって原材料等はかなりの在庫を有していたのである。しかし、1920-1921年の恐慌によって、企業は諸資源を効率的に利用することが課題となったのである。つまり、企業経営者が取り組まなければならない問題は、それまでの高水準の原価で製造された製品の在庫(棚卸資産)あるいは原材料等をいかに効率的に利用するかということであった。そしてこのような流動資産に加えて、戦時中各企業が巨額な設備投資を行った固定資産においてもこのような課題を残したので

(44) Chandler [1977] p. 463(鳥羽他訳 [1995] 795頁)。

Chandlerによれば、1917年においてアメリカ巨大産業会社283社のうち、230社が垂直統合企業であり、この230社のうち、202社が職能部門別組織を採用していた(Cf. Chandler [1977] pp. 503-512; 上總 [1989] 248-249頁)。

(45) 鳥羽 [1970] 180頁。

ある。

さらに、この恐慌は企業の資産構成を変化させ、それによって企業の資金調達にも変化を及ぼした。1920年頃までは、総資産に対する固定資産の比率の減少、総資産や売上に対する売上債権および棚卸資産の比率の増加という現象がみられ、これは短期信用に対する需要を強調したものであった。しかしながら、1920年以降はこれまでの短期債務を返済する動きが見られ、固定資産比率の増加、流動資産比率の低下、あるいは企業の短期借入の減少が生じていたのである。つまり、企業は在庫をできるだけ少なくし、効率化のために設備投資を行うためには、銀行による短期資金調達よりも株式あるいは自己金融と呼ばれる内部留保利益のほうが有利となっていたのである。当時においては、銀行からの借入金を財務諸表上計上することだけで財務体力が弱い兆候であると考えられるようになっていたのである。このような企業の資産構成の変化に伴い、商業銀行の企業に対する貸付が20年代を通じて減少していたこと、そして公開市場においてもコマーシャル・ペーパーの発行高が減少していたこと、20年代を通じてアメリカ経済が繁栄していたことから、企業経営者にとっての貸借対照表に対する関心が変化していたということが理解できる。

このように、企業の組織構造の変化や1920年恐慌が経営者にもたらした影響は、コスト削減あるいは従業員業績評価といった経営管理意識を高めたということであった。では、経営者は業績比較あるいは経営効率性の把握のために会計をどのように利用していたのだろうか。この点については、当時の実際の企業が経営指標としてなにを重視していたのかを考察する必要があり、これを財務分析や投資分析といった観点から見ていきたい。

経営管理の問題は、19世紀の鉄道会社において最初に見られるが、そこでの代表的な業績指標としては、1マイルあたり営業収益と同費用⁽⁴⁶⁾の比率を比較するという営業比率であった。鉄道業において展開・発展された経営管理システムは、世紀転換期頃までは産業企業の経営管理システムに導入されることはなかったが、世紀転換期以降の企業合併運動によって、科学的管理というものが生じる基盤となった。当時最も有名なものが、F. W. Taylorの科学的管理法で

あった。19世紀末から20世紀初頭にかけて登場したこのTaylorの科学的管理運動は、従来必ずしも意識的に行われていなかったアメリカ企業の作業管理の問題を、はじめて「科学」として起業者の意識にのぼらせた。また、それと同時に、管理の学としての「経営学」の成立をも告げるものであったといわれている⁽⁴⁷⁾。このような認識によって、企業あるいは経営者は、さまざまな会計資料や経営指標を採用することによってこの経営管理問題に積極的に取り組み始めたのである。

当時の大企業あるいはグループとしては、Standard Oil Trust, General Electric社, Du Pont社などが挙げられる。Standard Oil Trustにおいては、現業単位から提出される会計資料と統計資料に依拠して業績評価を行い、販売価格と原価との差額である利益を財務業績を評価する基準としていた。さらに、原価に関する比較可能な数値を得るために、すべての子会社によって利用される統一的な会計手続きの開発を命じ、製造原価に関する正確で詳細なデータを作成するようになった。しかし、販売費、一般管理費、その他の間接費に関しては、ほとんど進歩がなかったといわれている。また、General Electric社における財務業績の基本的な基準も、鉄道の営業比率に類似した、売上高の比率としての収益であった⁽⁴⁸⁾。

Du Pont社は、先にも示したように、いち早く職能部制組織や事業部制組織を採用していた。同社の財務部門は、General Electric社のそれに類似し、トレジャラー(企画)、会計、監査、そして信用供与と集金の部門、それに2つの

(46) 総合的な評価指標として営業比率のみを用いることに対しては、次の2つの点で批判されていた。まず第1に、投下資本に対する収益力を何も示していないために、資産の持つ潜在的利益との関係が明確ではないという、企業の全体的な業績指標として限界があるという点である。そして第2に、いかに能率的に鉄道経営を行ったかという、部門及び経営者・管理者に対する業績指標としての限界があるという点である(國部 [1994] 69-74頁)。

(47) 鳥羽 [1970] 295頁。

賃率の引き下げによる組織的怠業をいかに防止するかという当時の課題に答えた、Taylorの科学的管理法とは、差別出来高給制度とこれを客観的に保証する管理組織としての企画部と職能式職長制度を採用し、最大の生産性と低コストの両立を目的とするものであった(Cf. 野口 [1984] 66-72頁)。

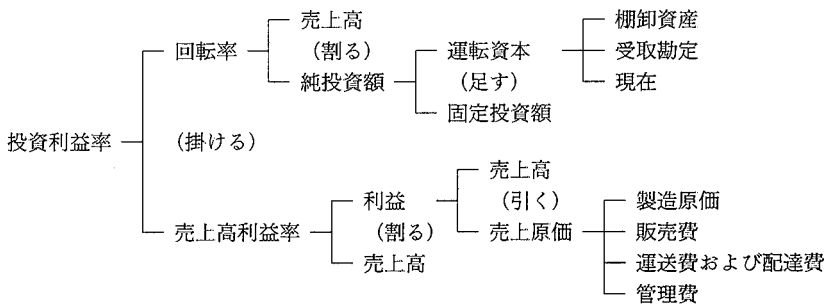
(48) Chandler [1977] p. 421(鳥羽他訳 [1995] 728-729頁); 國部 [1994] 74-75頁。

小さな部門を含んでいた。さらに、20世紀の産業企業の標準的手続きとなるに至った会計と統制の方法を1910年までには既に開発していた⁽⁴⁹⁾。

また、General Electric社やその他の新しい産業企業によって開発された標準的な利益の定義（売上高あるいは原価の割合としての収益）は不適當であると考えたのが、このDu Pont社であった。同社は、利益が非常に大きいか小さいかを真に判定できるのは、原価に対する利益の割合ではなく、事業に投資された金額に対する利益、すなわち投下資本利益率であると指摘し、これを新しい投資計画のための評価基準として最初に導入したのである⁽⁵⁰⁾。そして、この投資利益率に影響を与える要素として、売上高利益率や回転率を挙げて説明したのが[図表5]である。

Du Pont社は、このような利益率を中心とする財務比率体系を確立することによって、それまで抽象的に収益力を示すだけであった資本利益率⁽⁵¹⁾が、各経営

[図表5] Du Pont社：投資利益率に影響を与える要素間の関係⁽⁵¹⁾



(49) Chandler [1977] pp. 444-445(鳥羽他訳 [1995] 761-762頁)；cf. 上總 [1989] 260頁。1917年では、Du Pont社と同様の近代的な管理機構をもつアメリカの産業企業はほとんど存在しなかった。合併企業の多くは、United States Rubber社の場合と同様に、このような管理機構と管理手続きをまだゆっくりと作成中であった。合併よりむしろ内部拡張によって成長した企業の多くは、いまだ企業の創設者かあるいはその子孫たちによって支配されていた。しかしながら、一世代以内に、General Electric社に始まりDu Pont社において完成された管理形態が、アメリカ産業における近代的な大規模企業の管理の標準となった (Cf. Chandler [1977] p. 450(鳥羽他訳 [1995] 768頁))。

(50) Chandler [1977] pp. 445-446(鳥羽他訳 [1995] 763頁)；上總 [1989] 265-266頁。

(51) Chandler [1977] p. 447(鳥羽他訳 [1995] 764頁)；cf. 國部 [1994] 88頁。

者や管理者の目標値であると同時に業績評価の基準ともなった。また、売上高利益率と回転率という概念は、これまで分離されていた財務会計、資本会計、原価会計の分野を初めて効果的に結合し、統合することになった。特に、回転率の概念は、収益性と生産性——生産と流通の過程を通ずる原材料の流れを管理的に調整することによって得られる節約——⁽⁵²⁾に対して、近代的管理が果たした貢献がどの程度のものであるかを説明することができるようになっていた。

Du Pont 社の経営者は、このような会計システムからの会計情報に支援されて、はじめて当社の企業管理を展開することができ、会計システムは単なる計算手段ではなく、⁽⁵³⁾専門経営者による企業の支配手段であったということが理解できる。

また、Du Pont 社に限らず企業経営者にとっては、企業財務活動である資本調達や利潤分配、そして投資意思決定は主要な職務であった。このような意思決定の判断材料として、財務比率分析を利用しようとする試みが1910年代後半にはかなり普及していた。1株当たり利益という指標が本格的に導入され、証券投資のための最重要指標として利用され始めたのは1920年代であったといわれている。この1株あたり利益は総利益額よりも重要な指標として認識され、株価収益率とともにこのような投資分析が導入されたことは、1910年代まで支配的であった配当率および株式簿価中心の分析から、企業の成長性を重視した⁽⁵⁴⁾収益力中心の分析へ移行したといえる。投資家としての株主にとっても、1株あたり利益のほうが総利益額よりも関心があり、経営者自身にとっても同様に前期との比較が可能であったと考えられる。

これまで見てきたように、20世紀初頭においては、企業の業績判断あるいは各部門の管理者の効率性を把握するという経営管理目的によって、コスト、投下資本利益率、あるいは1株あたり利益といった損益面にも焦点が向けられていたということはまぎれもない事実である。鉄道業に見られる営業比率も、経

(52) Chandler [1977] pp. 447-448(鳥羽他訳 [1995] 765頁) ; cf 國部 [1994] 90頁。

(53) 上總 [1989] 260-261頁。

(54) 國部 [1994] 83-84, 168-170頁。

営管理の点から当期業績を示す営業費用と営業収益を認識するものであり、さらには営業費用の固定費と変動費といった分類も行われていたのである。

V. 経営（者）管理目的としての損益計算書の利益概念 ——営業利益の重視——

配当可能利益よりも当期の営業利益に焦点を当て、フローとしての損益計算書の利益概念を説明したのが Paton である。本章では、Paton の業績である *Principles of Accounting* (1918) (R. A. Stevenson と共著) と *Accounting Theory* (1922) を中心に考察を行っているが、これら著書の出版時期は前章で示した 1920 年恐慌や価格水準の変動といった経済的変化が著しい時期と一致していたのである。以下では、Paton の見解を中心として①経営者という観点、そして②営業利益の重視という 2 つに分けて説明することにした。

20 世紀初頭の企業合併運動による巨大な株式会社が成立するにつれて、それまでの個人企業あるいはパートナーシップ形態よりもはるかに所有と経営の分離が進んでいたと考えられる。20 世紀初頭においては、鉄道、電信、その他の公益事業の場合のように設備のために多額の資金を必要とする場合には、企業の資金調達にこれまで重要な役割を果たしてきた投資銀行家あるいはその他の金融仲介業者たちは、トップ・マネジメントの意思決定に依然として参加しつづけていた。また、大量販売業者のように、創業のための設備投資額が少額で、大量の商品を扱うことによって拡大のための資金を生み出すことが可能な場合でも、企業の創設者とその家族が、トップ・マネジメントの意思決定に依然として発言権を有しており、経営管理層と株主階層との分化、すなわち経営と資本との分化がまだ不明確であった⁽⁵⁵⁾。しかしながら、1910 年代後半、特に第一次世界大戦を契機に、大株主だけでなく金融資本家も、生産、流通、賃金、雇用といった企業の政策に関与することがなくなり、業績が悪い場合に別の経営者を雇用する以外に経営に参加する方法はもはやなくなっていたのである。1910

(55) Chandler [1977] p. 491(鳥羽他訳 [1995] 840-841 頁)。

年代あるいは20年代は、このような管理組織が形成されるのと同時に、所有と経営の分離がますます明確になってきたといえる。

このように、大規模企業の成立による所有と経営の分離という認識が広く浸透するようになっていた。また、1920年恐慌によって、経営効率の改善を目標とすることや実際の企業の経営指標として営業利益率や資本利益率が使用されていたことなど、企業内部における会計の役割、すなわち経営者にとっての会計というものが注目され始めていたのである。この経営者という観点を管理会計でなく財務会計上明確に示していたのがPatonであった。⁽⁵⁶⁾

従来Patonに対する解釈としては、必ずといっていいほど資本主理論の批判としての企業実体理論(entity theory)が特徴としてあげられている。⁽⁵⁷⁾この企業実体理論という議論は、会計公準としての会計が行われる場としての「会計単位」に加えて、会計的判断の拠り所という会計主体論として議論されてきており、資本主理論とは相対立するものと考えられてきた。しかし、筆者はPatonの理論は会計主体論ではないという考えから厳密には企業実体理論とは考えておらず、単に経営者の観点が強調されたものと認識している。そして、このような経営者の観点を重視すると、それまでの会計論者と利益概念で大きな相違

(56) 貸借対照表に関してではあるが、経営者を強調する観点はその他の著書においても見られる。たとえば、Gilmanは貸借対照表に対する3種類の利害関係者として、企業の資本主・債権者・経営者をあげているが、貸借対照表の提示が最も価値があるのは経営者であると述べている。また、貸借対照表は経営者に一定時点での企業の状態の鳥瞰図を与え、前年度の計算書との比較は発展性(progress)に関して非常に価値のある情報を与えているとも述べている(Gilman [1916] pp. 114-115)。

(57) 資本主理論批判については、*Principles of Accounting*(1918)の序文で次のように述べられていることから判断できる。「……いわゆる資本主の利害の重要性がほとんどのテキストにおいて、過度に強調されているように思われる。実際、その問題の通常の見扱いは資本主持分の原理によって支配されているので、『資本主会計』と記述されるのももつともであるかもしれない。この会計理論は極めて単純な状況を扱っている会計人にとっては道理に合わない観点ではないが、現代の企業組織体の複雑な状況に適用させるときには実務的に支持できない。特に、所有関係のあらゆる複雑さを伴う組織の株式会社形態の現在および今後の重要性の観点において、資本主を明確にすることはますます困難となってきた。したがって、会計理論において資本主の概念の重要性はこの書物では最小限にされている」(Paton and Stevenson [1918] pp. vi-vii; Paton [1922] pp. iii-iv; 中野 [1992] 352頁註(91))。

点が見られるのである。つまり、従来の配当可能利益をストック概念とするならば、Paton はフローとしての利益概念をより明確に強調したと解釈することができるのである。この点については彼の複式簿記についても考察しなければならない。

Previts and Merino によると、1920 年代の会計理論家が利益を 2 つの異なるフロー（財務および営業 (financial and operating)）に分割する必要性を認識したのは、利益決定を取り扱う経済的文献がより洗練され増加していった結果であり、Paton と Canning の文献は Fisher の *The Nature of Capital and Income* (1906) の影響を受けていると説明されている⁽⁵⁸⁾。Fisher は、利益はすべての経済的問題において重要な役割を果たすにもかかわらず、これまで経済学の文献では利益の性質はそれほど注目されてこなかった題材であると述べている。そして、「利益は期間を通じてのフローとして定義されており、資本のような、一定時点での資金として定義されるものではない。そして、抽象的な役務 (abstract service) から構成されるものとして定義されており、資本のような具体的な富から構成されるものではない。何らかの道具 (instrument) を通じての利益は、したがって、その道具によってなされる役務のフローである⁽⁵⁹⁾」と述べて、利益がストックではなくフローであることを強調していた。ただし、Fisher の述べる純利益 (net income) は、法人税等すべてを含んだものであり、いわゆる経済学的な利益概念であった。

Paton にとって、ストックとしての富あるいは資産評価とは無関係に利益を決定するモデルを展開させることが必要であり、また困難な問題でもあった。Previts and Merino は、Paton は何が収益であるのかという問題を解決することはできなかったが、そのかわりに、営業利益を決定するために、収益と費用

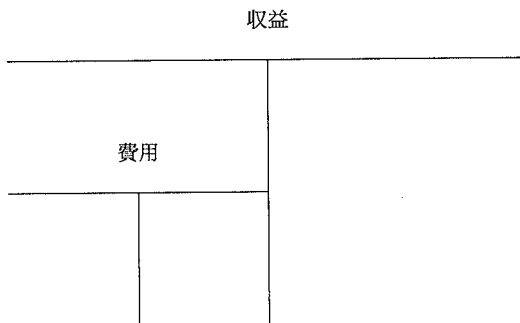
(58) Previts and Merino [1998] p. 261.

経済学的見解においても、正味財産としてのストック概念からフロー概念に移行していた。このストック概念としては、J. S. Mill の *Principles of Political Economy* (1848) や A. Marshall の *Principles of Economics* (1890) が挙げられる (Cf. Previts [1980] pp. 161-166, 181-182)。

(59) Fisher [1906] pp. 52, 101

に関連する対応モデル (matching model) を発展させることによって収益の実現に焦点を当てたと論じている。⁽⁶⁰⁾これは、*Principles of Accounting* (1918) の次のような説明から判断できる。つまり、「費用概念は、収益と関連して最も適切に定義することができる」と注目することは重要である。収益は持分に対する総増加 (gross addition) を表す。費用は収益からの控除を表す」という説明であり、この関係を示すと以下の [図表 6] のようになる。

[図表 6] 費用勘定と収益勘定の対応関係を示す勘定例⁽⁶¹⁾



このように、複式簿記の説明において費用勘定と収益勘定を資本主持分の増減として説明していた Hatfield らと比較すると、費用と収益の対応関係がより明確に示されている。

そしてさらに、Paton は次のような説明を行うことによって、資本主理論との相違点を具体的に述べている。すなわち、「もし資本主持分が……根本的で主要な概念であるならば、費用・収益項目及び勘定の解釈は、当然資本主持分の直接の付属物となる。……資本主会計の支持によって展開される、営業勘定に

(60) Previts and Merino [1998] pp. 261-262.

費用収益対応の原則は、Paton and Littleton [1940] によって会計の中心面として強調されたということは知られている。しかしながら、この対応概念は、Paton の 1920 年初頭の文献においても明らかであった (Cf. Chatfield and Vangeermersch (eds.) [1996] p. 454).

(61) Paton and Stevenson [1918] p. 41; Paton [1922] p. 155; cf. 宮上編 [1980] 78 頁.

一般に受け入れられている概念は、損益計算書のあらゆる区別する分析の扉を閉める傾向となっている。結果として、平均的な損益計算書は非論理的で何ら説明を与えないごたまぜの分類である⁽⁶²⁾という箇所である。損益計算書において損益の区分がされていないということが、果たして資本主義理論に該当するかどうかは疑問であるが、Patonは従来の見解に基づくこのようなものと理解して、損益の性質による区分の重要性を主張したのである。

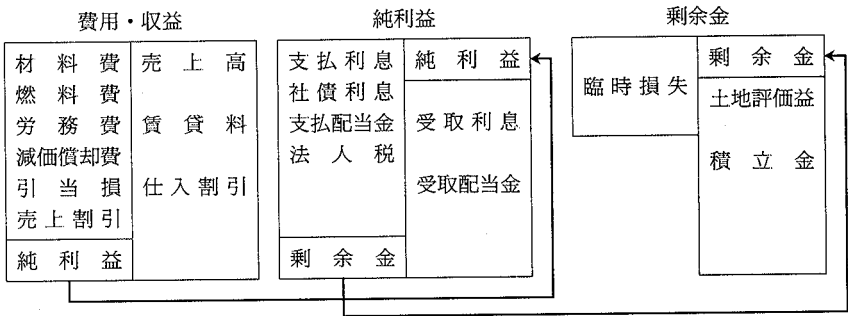
当時のアメリカにおける複式簿記の説明理論として、物的二勘定系統説に基づく〈資産－負債＝資本主持分〉という資本等式が一般に普及され始めていたのであるが、第III章でも示したように、資本等式に基づく説明は資本主の正味財産の計算を第一目的とするものであった。したがって、この正味財産の計算は積極財産である資産と消極財産である負債との差額として認識され、利益(損益)は資本主持分の増減として示されていたのである。したがって、資本主持分勘定の下位区分である損益勘定をより詳細に示すとしても、借方側を示す費用勘定と貸方側を示す収益勘定の説明までが限界で、損益の性質による区分は行われ⁽⁶³⁾ないと考えられたのである。Patonはおそらく上記のような見解から、複式簿記の勘定関係として[図表7]のような分類を行っていたのである。

ここでの費用・収益勘定はいわば営業損益に該当し、この残高が純利益(net revenue)勘定に振り替えられる。純利益勘定では利息等を控除した残高が剰余金勘定に振り替えられる。ここでPatonの最も特徴的な点が2つあることに注意したい。まず第1に、実務では商業利息や社債利息を費用項目としているが、これらは費用項目ではなく純利益の分配としている点である。そして第2に、実務上では費用・収益勘定と純利益勘定を結びつけて損益計算書としているが、これは避けるべきであると主張している点である。つまり、経営管理者や取締役

(62) Paton [1922] pp. 52-53

(63) このような複式簿記の説明は、配当可能利益を主張していたとする根拠そのものとはならないし、財務諸表の重点移行とは本来無関係であるが、利益が貸借対照表の剰余金で示されるものとして、言い換えれば資本主持分の増減として考えられていたために、損益計算書よりも貸借対照表が重視されていた一要因としてこれまで解釈されてきたと考えられる。

[図表7] 勘定間の関係⁽⁶⁴⁾



役が重要な営業決定や財務政策を行うのは、費用・収益計算書に基づいているという理由から、純利益勘定と剰余金勘定との区別よりも、費用・収益勘定と純利益勘定との区別のほうが重要であると述べているのである。⁽⁶⁵⁾ これら2つの点は、利益とは具体的には費用・収益勘定で示される営業利益を指すものであり、それは経営者にとって最も重要であるということを示している。⁽⁶⁶⁾

複式簿記において損益計算書から貸借対照表に振り替えられるのは最終的な当期末処分利益であり、これは剰余金と同じであるためにストックとして考えられる。しかし、営業利益をストックとして表すことはできない。このために、営業利益を強調するためには、損益計算書において説明するか、あるいは勘定を損益の性質によって分類し、その中の特定の勘定を強調する必要がある。Paton は、[図表7]で示したように後者を採用した。つまり、費用・収益勘定、純利益勘定そして剰余金勘定を用いて損益分類を示し、そして最重要である費用・収益勘定の残高が純利益（営業利益）であったのである。そして、このような損益分類を強調するために、従来の資本等式とは異なる〈資産＝持分〉と

(64) Paton は、これらの勘定関係を包括的に示しているわけではなく、*Principles of Accounting*(1918)の137, 144, 147頁における勘定を参考にしてまとめたものである。

(65) Paton [1922] p. 182.

(66) Gilman も、企業に利益があるということを知るだけでは十分ではなく、経営者は各部門がどれくらいの利益があるのかをしらなければならないとして、企業を適切に経営するためには、管理的指針のための正確で分類された知識が必要になると述べている。そして、純営業利益数値が最も重要であると考えていた(Cf Gilman [1916] pp 30, 215)。

いう貸借対照表等式を主張したと考えられるのである。また、損益計算書の例としては次の〔図表 8〕が挙げられていた。

〔図表 8〕 Paton における損益計算書の概要⁽⁶⁷⁾

売上高 (総収益)	\$ 5,500,000	} 費用・収益勘定
費用	4,600,000	
営業による純利益	\$ 900,000	
所有する有価証券における配当金	350,000	} 純利益勘定
純利益合計	\$ 1,250,000	
法人税	50,000	
すべての個別持分にとっての純利益	\$ 1,200,000	
固定費 (社債利息)	700,000	
株主にとっての純利益	\$ 500,000	
優先株式における配当金	\$ 300,000	
普通株式における配当金	150,000	
配当金割当の合計	450,000	
剰余金に振り替える残高	\$ 50,000	
1 月 1 日の剰余金額	580,000	} 剰余金勘定
前年度の土地の増価 (appreciation)	15,000	
剰余金総額	\$ 645,000	
剰余金に負担される臨時損失	35,000	
12 月 31 日の剰余金残高	\$ 610,000	

この損益計算書の例は 3 つに分類されており、〔図表 7〕と整合している。つまり、ここでも費用・収益勘定、純利益勘定および剰余金勘定に該当する項目が計上されているのである。これまでの論者が損益計算に関して、複式簿記における説明と財務諸表としての損益計算書の説明を行うさいには、一貫した説明が行われていないことがあったが、Paton は首尾一貫した説明を行っていたのである。

また、Previts and Merino は、Paton は何が収益であるのかという問題を解

(67) Paton and Stevenson [1918] p. 550.

決することはできなかつたと述べていた。彼らは、Paton は収益を「会社に発生する便益」として、そして費用を「便益を生み出す上でなされた犠牲 (sacrifices)」として定義していたが、製造過程全体を通じて「便益は生じる」ために、先の定義では稼得 (実現) 利益の決定にとっては不満足であったという。つまり、Paton の先の定義では、特別損益を含んでしまうために、営業利益という限定的な意味を表す、費用と収益の定義が不十分であったということである。確かに、このことは、彼の持分概念には、貸方全体としての持分と資本主持分として持分が併用されていたという問題点が指摘される。

しかしながら、注目すべき点は、彼の 1921 年の “Methods of Measuring Business Income” という論文である。Accounting Theory (1922) の第 19 章とまったく同じであるこの論文は、収益の認識基準について最も早く言及した論文の 1 つと考えられる。また、ここでは損益計算の重要性の要因として法人税の出現が挙げられている。そこでは、「収益 (income) の適切な基準とは何であるのか？ 収益の満足いくテストあるいは証拠は何であるのか？ 企業の収益はいつ実現するのか？ 会計人の点からより専門的に問題を設定すると、損益勘定における貸方記入に対する “シグナル” は何であるべきか？」という問題提起を Paton は行っていたのである。そして、彼は、収益の最も一般に認識されている基準として販売基準を説明し、この他にも、農産物や石炭鉱山といった実務上では限定された適用である「技術的完了 (technical completion)」⁽⁶⁸⁾、いわゆる生産基準が収益実現の重要な基準であると述べ、さらに、航空産業を例として挙げている「完了の割合 (percentage of completion)」⁽⁶⁹⁾、いわゆる工事進行基準も説明していたのである。

VI. 結 語

第一次世界大戦頃までに出版されていた Hatfield や Dickinson らの文献でも、確かに損益計算に対する考察は行われており、損益計算書の説明では、

(68) Previts and Merino [1998] pp. 261-262.

Paton と異ならず、フローとしての利益概念を示していたといえる。しかし、彼らの議論の前提として、資本等式による説明は貸借対照表が中心となるために、ストックとしての概念が強く、利益決定は資産評価による副産物であり二次的問題と考えられていた。また、法律や裁判所の判例に強く影響されていたことから、配当可能利益としての利益概念が中心であったと考えられるが、これは、債権者保護のための資本維持という原則から資本を超えるものが利益というストック的な利益概念であった。つまり、彼らの利益概念である配当可能利益は、貸借対照表における繰越剰余金を意味するものであった。

このような見解に対して、経営管理目的から営業利益を強調したのが Paton である。彼によれば、費用とは経営者によって購入され、一期間の収益を生み出すために使われた財貨及び用役の費消を表すものであり、利益とは営業活動の結果を示すものなのである。

当時の企業実務においては様々な側面から会計が分析されており、営業比率や資本利益率といったように損益計算というものも当然ながら企業内部においては重要視されていたのである。また、第一次世界大戦や 1920 年恐慌によって、企業にとっては経営効率化を促進することが最大の課題であったのである。このような状況にありながら、それまでの会計テキストは複式簿記における取引の仕訳や記帳の例示に限定され、個人企業（資本主）を念頭においたものが多かった。また、たとえ当時の企業状況を考慮していたとしても、それは第 II 章で示したように、株式水割といった資本問題や貸借対照表にのみ焦点が向けられていた。

Paton が複式簿記の説明において営業利益を強調するためには、従来主張さ

(69) Paton [1922] pp. 443-464.

Canning は、総利益（収益）を「総営業利益＋総財務利益」の合計として定義づけ、次のようにより明白に実現プロセスを概略化していた。

1. 一年以内の貨幣の将来的受取が、きわめて起こりうる。
2. 受け取られる金額が、かなりの程度信頼性をもって見積もることができる。
3. 循環 (cycle) において生じるあるいは生じられるべき費用が、かなりの程度信頼性をもって見積もることができる (Cf. Previts and Merino [1998] pp. 261-262; Canning [1929] p. 103)。

れてきた資本等式とは異なる説明が必要であったのである。そのために持分概念を主張して、〈資産＝持分〉という貸借対照表等式を用いたものと考えられる。彼の持分概念は、債権者や株主等すべての利害関係者を持分として、彼らへの富の最大化こそが最終的な目標であり、この富の最大化を示す純利益が営業利益を表すものであった。ただし、彼の貸借対照表等式あるいは最大の特徴点である取替原価評価が貸借対照表に関連していたために、どうしても貸借対照表面に注意が向けられることは当然であり、彼の見解をもっても1930年頃までを貸借対照表中心と認識していたのである。そのために、損益計算に対する認識あるいは収益の認識基準がまったく存在していなかったかのような誤解を招きやすく、我々の研究においても、資本等式といった会計等式あるいは資産評価の問題に焦点を向け、損益計算や損益計算書に対する詳細な考察はほとんど行われていなかったように思われる。しかしながら、Patonにおける収益の認識基準の説明は今日における説明と何ら異なっていないのである。

そして、最大の特徴が経営者という観点であった。当時の株式会社が広く一般的となり、企業合併運動によって大規模化し、また有価証券も多様化するようになると、株式会社は単なる所有者だけのものではなく、むしろさまざまな利害関係を含む社会的に独立した組織体として考えるようになっていた。持分概念は、特定の利害関係者を焦点とするのではなく、企業あるいは経営者の視点における会計の役割を重視していたのである。つまり、企業あるいは経営者にとっては、企業の資金調達によっては影響されない経営成績を示すことが重要であった。なぜなら、経営管理者 (operating management) や取締役会は、重要な営業決定や財務政策を行うのがこれらの営業計算書にしばしば基づいているからであり、社債利息を営業費用としないのも経営管理の効率性を比較する目的にとっては重要であったからである。このような理由によって、Patonは費用項目と純利益項目との区別を重視していた。また、彼が主張する取替原価評価も、経営者が製品価格の決定の判断材料として主張するものであったのである。

財務会計という領域が管理会計と区別されて、外部利害関係者である債権者

や投資家といった観点だけを重視してきたために、1930年以前を債権者保護を中心目的とする貸借対照表重視とし、それ以降を投資家保護を中心目的とする損益計算書重視という単純な区分がなされていたのである。しかしながら、これまで見てきたように、経営者という新たな観点がPatonによって導入されることによって、損益の性質による区分や営業利益といった損益計算面の強調が1930年以前に既に注目されていたと考えられるのである。

本稿では、財務諸表の重点移行の要因として利益概念を考察してきたが、ここでは配当可能利益から営業利益というストックとフローの違いが1920年前後に見られるということである。もちろん、ストックとフローという両者の利益概念は本質的には同一のものである。しかしながら、それが財務諸表のどちらで示されているかということによって、これまでその財務諸表の重要性が解釈されてきたといえる。

参 考 文 献

- 青柳文司 [1964] 「アメリカ動態論の成立過程」 会計, 第85巻第4号, 576-592頁。
- 安藤英義 [1985] 『商法会計制度論』 国元書房。
- 小原敬士訳 [1976] 『ハロルド・U・フォークナー著 アメリカ経済史』 至誠堂。
- 上総康行 [1989] 『アメリカ管理会計史(上)』 同文館出版。
- 加藤盛弘 [1972] 「ハットフィールド『近代会計学』における資本と利益」 同志社商学, 第23巻第6号, 939-958頁。
- 桑原正行 [1999] 「アメリカ連邦所得課税制度の史的展開—20世紀初頭における所得概念の考察を中心として」 税経通信, 第56巻第12号, 213-218頁。
- 國部克彦 [1994] 『アメリカ経営分析発達史—財務比率を中心とする歴史的発展動向に関する研究—』 白桃書房。
- 小林康助編著 [1985] 『アメリカ企業管理史』 ミネルヴァ書房。
- 酒巻俊雄 [1962] 「アメリカ会社法における剰余金概念の発展」 早稲田法学会誌, 第12巻法律編, 57-90頁。
- 清水泰洋 [2000] 「第一次世界大戦以前の米国における無形資産開示政策—公開性政策の視点より—」 神戸大学大学院経営学研究科研究年報46, 53-98頁。
- 白井佐敏 [1983] 「ハットフィールドの損益計算論について」 大阪市立大経営研究, 第34巻第2号, 1-24頁。
- 高寺貞男・醍醐聡 [1979] 『大企業会計史の研究』 同文館出版。

- 侘美光彦・杉浦克己編著 [1982] 『世界恐慌と国際金融—対戦間恐慌史研究—』有斐閣。
- 千葉準一 [1991] 『英国近代会計制度—その展開過程の探求—』中央経済社。
- [2000] 「日本会計制度史研究の視点—会計(学)史と現代会計の接点—」日本会計学会第19回大会報告論文集ワークショップ①, 1-5頁。
- 鳥羽欽一郎 [1970] 『企業発展の史的研究—アメリカにおける企業者活動と経営管理—』ダイヤモンド社。
- ・山口一臣・厚東偉介・川辺信雄共訳 [1974] 『ハーマン・E・クルース チャールズ・ギルバート アメリカ経営史(上・下)』東洋経済新報社。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』中央経済社。
- 西川純子・松井和夫 [1992] 『アメリカ金融史—建国から1980年代まで—』有斐閣選書。
- 野口 祐 [1984] 『経営管理論史(改訂版)』森山書店。
- 橋本輝彦 [1997] 『アメリカ経営史と企業革新』創風社。
- 吹春寛一訳 [1979] 『マーガレット G. マイヤーズ アメリカ金融史』日本図書。
- 宮上一男編著 [1980] 『近代会計学の発展 I』(会計学講座①)世界書院。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社社会会計制度論』白桃書房。
- 若杉 明 [1960] 「損益法的利益計算の展開」福島大学商学論集, 第28巻第4号, 1-35頁。
- [1966] 『企業会計基準の構造』実務会計社。
- Brown, C. D. [1971] *The Emergence of Income Reporting: An Historical Study*, Michigan (田中嘉穂・井原理代訳 [1978] 『損益報告制度の出現—その歴史的研究—』香川大学会計学研究室)。
- Brundage, P. F. [1951] "Milestones on the Path of Accounting," *Harvard Business Review*, Vol. XXIX, No. 4, pp. 71-81.
- Bunting, D. [1974] *Statistical View of the Trusts*, London, England.
- Bureau of the Census with the Cooperation of the Social Science Research Council [1960] *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1957*, Washington, D. C.
- Canning, J. B. [1929] *The Economics of Accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory*, New York.
- Chandler, A. D., Jr. [1977] *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, Massachusetts (鳥羽欽一郎・小林袈娑治訳 [1995] 『経営者の時代—アメリカ産業における近代企業の成立—(上・下)』東洋経済新報社)。
- Chatfield, M. and Vangermeersch, R. (eds.) [1996] *The Story of Accounting: An International Encyclopedia*, New York and London.
- Dewing, A. S. [1914] *Corporate Promotions and Reorganizations*, New York.
- [1920] *The Financial Policy of Corporations*, New York.
- [1926] *The Financial Policy of Corporations*, revised ed., New York.

- [1953] *The Financial Policy of Corporations*, Volume I, II, 5th ed., New York.
- Dickinson, A. L. [1904] "The Profits of a Corporation," *Official Record of the Proceedings of the Congress of Accountants, Federation of Societies of Public Accountants*, pp. 171-206.
- [1914] *Accounting Practice and Procedure*, New York.
- Esquerré, P. -J. [1914] *The Applied Theory of Accounts*, New York.
- Fisher, I. [1906] *The Nature of Capital and Income*, New York.
- Gilman, S. [1916] *Principles of Accounting*, Chicago.
- [1939] *Accounting Concepts of Profit*, New York (久野光朗訳 [1965/1967/1972] 『ギルマン会計学 (上・中・下)』同文館出版).
- Hatfield, H. R. [1909] *Modern Accounting : Its Principles and Some of Its Problems*, New York (松尾憲橘訳 [1971] 『近代会計学—原理とその問題—, 雄松堂書店).
- [1927] *Accounting : Its Principles and Problems*, New York.
- Kahle, J. J. [1993] *American Accountants and Their Contributions to Accounting Thought, 1900-1930*, New York and London.
- Kester, R. B. [1917] *Accounting Theory and Practice*, Volume I, New York.
- [1918] *Accounting Theory and Practice*, Volume II, New York.
- Meade, E. S. [1909] *Trust Finance*, New York
- Moody, J. [1904] *The Truth about the Trusts : A Description and Analysis of the American Trust Movement*, New York.
- Nelson, R. L. [1959] *Merger Movements in American Industry 1859-1956*, New York.
- Paton, W. A. [1917] "Theory of the Double-Entry System," *The Journal of Accountancy*, Vol. XXIII, No. 1, pp 7-26.
- [1921] "Methods of Measuring Business Income," *Administration*, Vol. I, pp. 509-526.
- [1922] *Accounting Theory : With Special Reference to the Corporate Enterprise*, New York.
- and Littleton, A. C. [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- and Stevenson, R. A. [1918] *Principles of Accounting*, New York.
- Previts, G. J. [1980] *A Critical Evaluation of Comparative Financial Accounting Thought in America 1900 to 1920*, New York.
- and Merino, B. D. [1998] *A History of Accountancy in the United States : The Cultural Significance of Accounting*, Columbus, Ohio.
- Zimmerman, V. K. [1954] *British Backgrounds of American Accountancy*, Illinois (小澤 康人・佐々木重人共訳 [1993] 『V. K. ジンマーマン 近代アメリカ会計発達史—イギリス

会計の影響力を中心に』同文館出版)